

佐伯市建築設計業務委託契約約款の改正について

佐伯市建築設計業務委託契約約款を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 主な改正内容

(1) 佐伯市建築設計業務委託契約約款

① 発注者の催告によらない解除権について（第52条関係）

建築設計業務からのさらなる暴力団排除の徹底のため、受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとしました。

② 相殺について（第65条関係）

債権の回収漏れを防ぐため、債権を限定しないことで、他業務を含めた幅広い相殺期待があることを明確にする旨及び当事者間による別段の合意として、「相殺充当の順序を発注者が指定する」旨の新たな条項を追加しました。

2 改正約款等様式

佐伯市ホームページの下記アドレスに掲載しています。

https://www.city.saiki.oita.jp/ki_ji0033525/index.html

(佐伯市ホームページのホーム画面>分類から探す>産業・仕事>入札・契約・プロポーザル>入札・契約(建設工事・建設コンサルタント関連) >入札契約に関する様式集>○建築設計コンサルタント業務等に関する書式)

下記の施行期日をご確認のうえ、改正後の佐伯市建築設計業務委託契約約款が適用される契約については、必ず新様式を使用してください。

3 施行期日

令和5年6月1日

(施行の日以降に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。)

以上